

令和 8 年度京都府亀岡市保津地域におけるオオクチバス等外来魚拡散防止業務  
仕様書

## 1 目的

京都府亀岡市保津地域は、希少淡水魚類を含む多様な在来生物種が生息しており、琵琶湖淀川水系に現存する唯一のアユモドキの繁殖地である。一方、アユモドキの繁殖河川につながる周辺ため池にはオオクチバスをはじめとする魚食性外来魚等（以下「外来魚等」という。）が生息しており、ため池から流出した外来魚等がアユモドキの生息河川に侵入した結果、アユモドキの稚魚の生息数が激減するなど、希少淡水魚類に大きな影響を及ぼしていることが明らかになっている。

本業務は、アユモドキの繁殖河川につながる周辺ため池等において、外来魚等の駆除及びため池からの流出防止、ため池への流入防止等を行うことで、アユモドキをはじめとする多様な在来生物種の生息環境の保全を図ることを目的とする。

## 2 業務期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 26 日までとする。

## 3 業務対象位置

京都府亀岡市のため池（中山池、五反田池、古池、安町大池、加護池）及び、流出、流入部水路（各池から約 50m の範囲）等（別添 1 参照）

## 4 業務内容

### （1）業務実施計画の立案

以下の業務内容の実施計画を立案し、近畿地方環境事務所担当官（以下「担当官」という。）と協議するものとする。

### （2）外来魚等流出防止対策

#### 1) トラップの作成

外来魚等が、ため池からアユモドキ繁殖河川への流出を防止するためのトラップ及び河川からため池への流入を防止するためのトラップについて、その構造（網又はかご状を想定）を別添 2 及び過年度の業務を参考にして作成する。作成にあたっては、仔稚魚を含む外来魚等の流出や流入を確実に防止し、大雨等による増水時にも対応でき、ゴミによる破損や取水の妨げにならず、ため池の水路を傷つけない構造となるように考慮する。

また、トラップの構造が分かる写真については報告書に掲載する。

#### 2) トラップの設置・見回り・外来魚遊泳状況等の確認

中山池、五反田池、安町大池、加護池の流出部及び五反田池、安町大池の流入部に、1) で作成したトラップを設置（14 か所程度、契約締結後すみやかに設置を想定）し、アユモドキ繁殖河川への外来魚等の流出防止対策及び河川からの流入防止対策を実施する。設置位置は現地の状況に合わせて調整して構わないが、水流が集中する箇所等では必要に応じて二重に設置する等現地の状況に合わせた対策を実施する。

トラップは契約締結後可能な限り早い時期から令和 9 年 3 月中旬頃まで設置する。ただし、池の管理者が予定している池干しやため池の水位低下等により、ため池からの流出の可能性がなくなった場合は、担当官に協議のうえ、トラップを回収する。設置期間中、適宜見回りと捕獲魚類の回収を行う（設置、維持管理等は 5 回程度、回収、撤去は 30 回程度を想定。最終回は撤去も同時に行う。）。トラップの回収に合わせて、可能な限り目視

による水面の外来魚遊泳状況等も確認し、記録すること（古池は目視確認のみ）。設置期間中の見回りと捕獲魚類の回収については1人以上で実施し、トラップ設置及び撤収時には2人以上で実施する。

トラップにより捕獲した魚類は、種類、数量、標準体長を写真撮影とともに記録する。捕獲された外来魚等については、その場で殺処分し、持ち帰って適切に処分する。その他の在来種は全て放流する。

ため池の水抜き・降雨などによりトラップ設置箇所の増水が予想される場合は、トラップの破損による外来魚の流出を極力防止するため、適時点検、状況に応じて立ち会っての対応を行うものとする。

なお、設置場所や設置方法の変更等によってより効率的に外来魚等を捕獲できると考えられる場合は、担当官と協議の上、トラップの付け替えを随時行うこと。その際、トラップの設置場所については、地図上に記録しておくこと。

### (3) 淀川水系アユモドキ連絡協議会における資料の作成

淀川水系アユモドキ連絡協議会（亀岡市内において2月頃の開催を想定）に合わせて、開催時点における本業務の進捗状況について資料を作成する。資料は担当官の確認を取りながら作成すること。

### (4) とりまとめ報告書作成

業務の実施結果を報告書としてとりまとめる。当年度の各池のトラップ設置状況や台風・大雨等の気象条件等を踏まえ、トラップ設置の効果や改善点等を考察し、報告書に盛り込むこと。

### (5) 業務打合せ

業務打合せは、近畿地方環境事務所において、業務着手前（1回）、成果品納入前（1回）の計2回以上行う。業務着手にあたり業務計画書を作成して、1回目の打合せ時に担当官の了解を得ること。あわせて、工程表及び主任技術者届を担当官に提出すること。

## 5. 業務実施に当たっての留意事項

- (1) ため池におけるトラップの設置に当たって、ため池の管理者等に説明し了解を得るとともに、必要な場合には地域の関係者へも説明を行うこと。
- (2) ため池においては、釣り等の行為が禁止されているにも関わらず釣り等に訪れる者もいるので、捕獲方法、捕獲した個体の取扱い等について、トラブル等を起こさないよう十分に配慮すること。
- (3) 業務実施中にオオクチバス等外来種の放流やアユモドキの密漁が疑われる者を確認した場合は、速やかに担当官に連絡し、警察への通報も含めた対応について協議すること。
- (4) 業務実施に必要な法令に基づく許可の申請手続は近畿地方環境事務所が行うが、手続に必要な書類の作成等は請負者で行うこと。さらにそれに伴う費用については請負者が負担すること。
- (5) 業務実施に必要な、過去の希少種（アユモドキ）保護の一環として行われた特定外来生物防除等事業の業務報告書については、担当官が貸与する。

## 6. 成果物

報告書：3部（A4判 50頁程度 簡易製本可）

報告書のWordファイル及びPDFファイル並びに業務で得られた全データを収納した電子媒体（DVD-R等）2式

※報告書及びそのWordファイル、PDFファイルの仕様並びに記載事項は、別添によ

ること。

提出場所：近畿地方環境事務所

提出期限：令和9年3月26日

## 7. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、請負業務において請負者が作成する情報については、担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて調査職員の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。  
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 9. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 業務に必要な資材については、請負者の負担とする。
- (3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和6年度京都府亀岡市保津地域におけるオオクチバス等外来魚拡散防止業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省近畿地方環境事務所内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和6年度京都府亀岡市保津地域におけるオオクチバス等外来魚拡散防止業務」における

情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省近畿地方環境事務所 野生生物課 (TEL:06-6881-6505)

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- ・GIS データ：shape ファイル、KML ファイル及びテキストファイル

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とし、事業年度及び事業名称等を DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては担当官の指示に従うこと。

## 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

別添1 業務対象位置図

外来魚等流出防止対策を実施するため池：中山池、安町大池、五反田池、加護池

水面の外来魚遊泳状況等を確認するため池：中山池、五反田池、古池、安町大池、加護池



表1 トラップの種類と特徴

種類	寸法や形状	
<p>①アングル+カラスネット</p> <p>写真は安町大池のトラップ①で使用したもの</p>		
<p>②定置網</p> <p>写真は中山池のトラップ③などで使用したもの</p>		
<p>③塩ビ管+カラスネット</p> <p>写真は中山池のトラップ①で使用したもの</p>		
<p>④カゴ網+カラスネット</p> <p>写真は五反田池のトラップ②で使用したもの</p>		

表2 トラップの寸法及び写真(1/4)

<p>安町大池 トラップ①</p> <p>(トラップ種類) アングル+カラスネット</p>		
<p>安町大池 トラップ②</p> <p>(トラップ種類) アングル+カラスネット</p>		
<p>安町大池 トラップ③</p> <p>(トラップ種類) アングル+カラスネット</p>		
<p>安町大池 トラップ④</p> <p>(トラップ種類) 定置網</p>		

表2 トラップの図面及び写真(2/4)

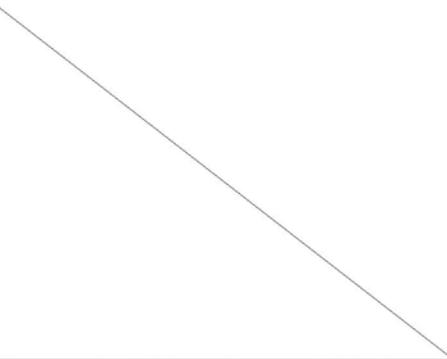
<p>安町大池 トラップ⑤</p> <p>(トラップ種類) アングル+カラスネット</p>		 <p>目合い7mm 30cm</p>
<p>R6.11.11に目詰まり防止の針金金枠を追加設置。R7.3.14まで継続。</p> <p>(トラップ種類) アングル+カラスネット</p>		 <p>針金による金枠</p>
<p>加護池 トラップ①</p> <p>(トラップ種類) アングル+カラスネット</p>		 <p>40cm</p>
<p>加護池 トラップ②</p> <p>(トラップ種類) アングル+カラスネット</p>		 <p>30cm</p>
<p>五反田池 トラップ①</p> <p>(トラップ種類) 定置網 ※2つを連続して設置</p>	 <p>定置網120cm長さ 40cm直径 袖網300cm長さ 150cm高さ</p>	

表2 トラップの図面及び写真 (3/4)

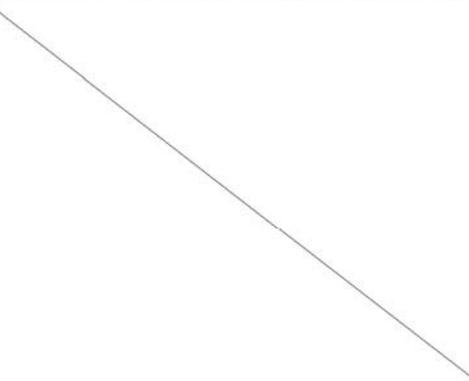
<p>五反田池 トラップ② (上流側) R6.4.25~ R6.11.4の期間は 細かい目合いの 網を設置  (トラップ種類) アングル+カラスネット</p>		
<p>五反田池 トラップ② (上流側) R6.11.4以降は粗 い目合いの網を 設置。R7.3.14ま で継続。  (トラップ種類) アングル+カラスネット</p>		
<p>五反田池 トラップ② (下流側) R6.11.4に新たに 設置。R7.3.14ま で継続。  (トラップ種類) カゴ網+カラスネット</p>		
<p>五反田池 トラップ③  (トラップ種類) アングル+カラスネット</p>		

表2 トラップの図面及び写真 (4/4)

<p>中山池 トラップ①</p> <p>(トラップ種類) 塩ビ管+カラスネット</p>		
<p>中山池 トラップ②</p> <p>(トラップ種類) 塩ビ管+カラスネット</p>		
<p>中山池 トラップ③</p> <p>(トラップ種類) 定置網</p>		
<p>中山池 トラップ④</p> <p>(トラップ種類) 定置網</p>		